

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧								
<p>(締約国)</p> <p>0 - 2 条約の締約国は、次のとおりである。 平成 14 年 6 月 30 日現在</p> <p>アルジェリア、<u>アンドラ</u>、オーストラリア、オーストリア、<u>ベラルーシ</u>、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キューバ、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、<u>ドイツ</u>、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、象牙海岸共和国、大韓民国、レバノン、レソト、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、<u>モロッコ</u>、<u>モーリシャス</u>、<u>メキシコ</u>、オランダ、<u>ニュー・ジーランド</u>、ニジェール、ナイジェリア、ノールウェー、中華人民共和国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、<u>ロシア</u>、セネガル、シンガポール、<u>スロヴァキア</u>、スロヴェニア、<u>南アフリカ共和国</u>、スペイン、スリ・ランカ、スウェーデン、スイス、タイ、<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>、トリニダッド・トバゴ、<u>チュニジア</u>、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国、<u>ユーゴスラヴィア</u>、日本 (63 か国)</p> <p>(保証団体による通関手帳の確認)</p> <p>3 - 1 令第 3 条第 1 項 ((保証団体による通関手帳の確認)) に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) 及び (2) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成 14 年 6 月 30 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国 名</th> <th style="text-align: center;">団体名 (国際保証組織に加入している団体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A L G E R I A</td> <td>Chambre Nationale de Commerce P.O. Box 100 Alger 1er Novembre Alger 16003</td> </tr> </tbody> </table>	国 名	団体名 (国際保証組織に加入している団体)	A L G E R I A	Chambre Nationale de Commerce P.O. Box 100 Alger 1er Novembre Alger 16003	<p>(締約国)</p> <p>0 - 2 条約の締約国は、次のとおりである。 平成 8 年 3 月 31 日現在</p> <p>アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キューバ、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、<u>ドイツ連邦共和国</u>、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、象牙海岸共和国、大韓民国、レバノン、レソト、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、<u>モーリシャス</u>、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、ニジェール、ナイジェリア、ノールウェー、中華人民共和国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、シンガポール、<u>スロバキア</u>、スロヴェニア、<u>南アフリカ</u>、スペイン、スリ・ランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダッド・トバゴ、<u>チュニジア</u>、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国、日本 (56 か国)</p> <p>(保証団体による通関手帳の確認)</p> <p>3 - 1 令第 3 条第 1 項 ((保証団体による通関手帳の確認)) に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) 通関手帳の記載内容が、汚損等のため不明瞭である場合</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄 (発給団体) に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合 (注)</p> <p>(注) 下表の団体名は、「(下表の団体以外の団体名 (実際の発給団体) under the guarantee of (下表の団体名)) という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">(平成 8 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国 名</th> <th style="text-align: center;">団体名 (国際保証組織に加入している団体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A L G E R I A</td> <td>Chambre Nationale de Commerce Palais Consulaire 6 rue Amilcar Cabal Boite Postate 100 Alger</td> </tr> </tbody> </table>	国 名	団体名 (国際保証組織に加入している団体)	A L G E R I A	Chambre Nationale de Commerce Palais Consulaire 6 rue Amilcar Cabal Boite Postate 100 Alger
国 名	団体名 (国際保証組織に加入している団体)								
A L G E R I A	Chambre Nationale de Commerce P.O. Box 100 Alger 1er Novembre Alger 16003								
国 名	団体名 (国際保証組織に加入している団体)								
A L G E R I A	Chambre Nationale de Commerce Palais Consulaire 6 rue Amilcar Cabal Boite Postate 100 Alger								

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>A U S T R A L I A</u>	<u>Victorian Employers' Chamber of Commerce and Industry</u> <u>196 Flinders Street - Melbourne Victoria 3000</u> <u>G.P.O. Box 4352 QQ - Melbourne Victoria 3001</u>	<u>A U S T R A L I A</u>	<u>Victrian Employers</u> <u>Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Commerce House</u> <u>Concourse Level</u> <u>World Trade Centre</u> <u>Melbourne VIC 3005. Australia</u>
<u>A U S T R I A</u>	<u>Austrian Federal Economic Chamber</u> <u>P.O. Box 152</u> <u>A-1045 Vienna</u>	<u>A U S T R I A</u>	<u>Bundeskammer der Gewerblichen Wirtschaft</u> <u>Wiedner Hauptstrasse 63,</u> <u>P.O.Box 150</u> <u>A-1045 Wien</u>
<u>B E L G I U M</u>	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et</u> <u>d'Industrie de Belgique</u> <u>P.O. Box 10 - B-1040 Brussels</u>	<u>B E L G I U M</u>	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et d'</u> <u>Industrie de Belgique</u> <u>Avenue des Arts 1/2 bte 10</u> <u>B-1040 Bruxelles</u>
<u>B U L G A R I A</u>	<u>The Bulgarian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>42 Parchevich Street - Sofia 1000</u>	<u>B U L G A R I A</u>	<u>The Bulgarian Chamber of Commerce</u> <u>Ila, Bd. Al. Stambolisky</u> <u>Sofia</u>
<u>C A N A D A</u>	<u>The Canadian Chamber of Commerce</u> <u>350 Sparks Street, Suite 501</u> <u>Ottawa, Ontario K1R 7S8</u>	<u>C A N A D A</u>	<u>Carnet Division</u> <u>The Canadian Chamber of Commerce</u> <u>1080 Beaver Hall Hill Suite 1630 Montreal, Quebec H2Z</u> <u>1T2</u>
<u>C H I N A</u>	<u>China Chamber of International Commerce</u> <u>1 Fuxingmenwai Street - Beijing 100860</u>		

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>COTE D'IVOIRE</u>	<u>Chambre de Commerce et d'Industrie de Cote d'Ivoire</u> <u>01 P.O. Box 1399 -Abidjan 01</u>	<u>COTE D'IVOIRE</u>	<u>Chambre ^ de Commerce de la Cote d' Ivoire</u> <u>Boi te Postale 1399</u> <u>Abidjan 01</u>
<u>CROATIA</u>	<u>Croatian Chamber of Economy</u> <u>P.O. Box 630 - 10000 Zagreb</u>		
<u>CYPRUS</u>	<u>Cyprus Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P.O. Box 1455 - Nicosia</u>	<u>CYPRUS</u>	<u>The Cyprus Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Hadjisavvas Blg. Evagoras Avenue</u> <u>P.O.Box 1455 Nicosia</u> <u>Cyprus</u>
<u>CZECH REPUBLI C</u>	<u>Economic Chamber of the Czech Republic</u> <u>Argentinska 38 - 170 05 Praha 7</u>	<u>CZECH</u>	<u>Hospodarska komora Ceske republiky</u> <u>Argentinska 38</u> <u>170 05 PRAHA 7</u>
<u>DENMARK</u>	<u>Danish Chamber of Commerce</u> <u>Borsen - DK-1217 Copenhagen K</u>	<u>DENMARK</u>	<u>K benhavns Handelskammer</u> <u>B rsen, Slotsholmsgade</u> <u>1217 Kobenhavns K</u>
<u>FINLAND</u>	<u>The Central Chamber of Commerce of Finland</u> <u>P.O. Box 1000</u> <u>FIN-00101 Helsinki</u>	<u>FINLAND</u>	<u>Keskuskauppamari</u> <u>Fabianinkatu 14 P.O.Box 1000</u> <u>00100 Helsinki 10</u> <u>SF</u>
<u>FRANCE</u>	<u>Chambre de Commerce et d'Industrie de Paris</u> <u>2 rue Adolphe Jullien - 75001 Paris</u>	<u>FRANCE</u>	<u>Chambre de Commerce et d' Industrie de Paris</u> <u>Direction de l' Action Economique et Internationale</u> <u>2, rue de Viarmes</u> <u>75001 Paris</u>

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>GERMANY</u>	<u>Deutscher Industrie-und Handelstag</u> <u>P.O. Box 1446</u> <u>D-53004 Bonn</u>	<u>GERMANY</u>	<u>Deutscher Industrie-und Handelstag</u> <u>Adenauerallee 148</u> <u>D 5300 Bonn 1</u>
<u>(G I B R A L T A R)</u>	<u>Gibraltar Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 29</u> <u>Gibraltar</u>	<u>(G I B R A L T A R)</u>	<u>The Gibraltar Chamber of Commerce</u> <u>Suite 11, Don House,</u> <u>30/38 Main Street,</u> <u>Gibraltar</u>
<u>G R E E C E</u>	<u>Athens Chamber of Commerce and Industry</u> <u>7 Akadimias Street</u> <u>Athens 106 71</u>	<u>G R E E C E</u>	<u>General of Trade and Industry Directorate</u> <u>The Athens Chamber of Commerce and Industry</u> <u>7, Akadimias Street Athens (134)</u>
<u>(H O N G K O N G)</u>	<u>The Hong Kong General Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 852</u> <u>Hong Kong</u>	<u>(H O N G K O N G)</u>	<u>The Hong Kong General Chamber of Commerce United</u> <u>Center, 22nd Floor, 95 Queensway P.O.Box 852</u> <u>Hong Kong</u>
<u>H U N G A R Y</u>	<u>Hungarian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Kossuth Lajos Ter 6-8</u> <u>H-1055 Budapest</u>	<u>H U N G A R Y</u>	<u>Magyar Kereskedelmi Kamara</u> <u>P.O.B 106</u> <u>H-1389 Budapest</u>
<u>I C E L A N D</u>	<u>Iceland Chamber of Commerce</u> <u>House of Commerce</u> <u>IS-103 Reykjavik</u>	<u>I C E L A N D</u>	<u>The Iceland Chamber of Commerce</u> <u>House of Commerce</u> <u>108 Reykjavik</u>
<u>I N D I A</u>	<u>Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry</u> <u>Federation House, Tansen Marg</u> <u>New Delhi 110-001</u>	<u>I N D I A</u>	<u>Federation of Indian Chambers of Commerce and industry</u> <u>Federation House, Tansen Marg</u> <u>New Delhi 110-001</u>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>I R E L A N D</u>	<u>Dublin Chamber of Commerce</u> <u>7 Clare Street</u> <u>Dublin 2</u>	<u>I R A N</u>	<u>The Iranian Chamber of Commerce,</u> <u>Industries and Mines</u> <u>254, Takht-Jamshid Avenue</u> <u>Tehran, Iran</u>
<u>I S R A E L</u>	<u>Federation of Israeli Chambers of Commerce</u> <u>P.O. Box 20027</u> <u>Tel-Aviv 61200</u>	<u>I R E L A N D</u>	<u>The Dublin Chamber of Commerce 7, Clare Street</u> <u>Dublin (2)</u>
<u>I T A L Y</u>	<u>Unione Italiana delle Camere di Commercio, Industria,</u> <u>Artigianato e Agricoltura</u> <u>Piazza Sallustio 21</u> <u>IT-00187 Roma</u>	<u>I S R A E L</u>	<u>Chamber of Commerce Tel-Aviv-Yaffo</u> <u>Tel-Aviv 84, Hahashmonaim Street</u> <u>Chamber of Commerce Building</u> <u>Tel-Aviv 67011 P.O.B 20027 Israel</u>
<u>J A P A N</u>	<u>The Japan Chamber of Commerce and Industry/The Japan</u> <u>Commercial Arbitration Association</u> <u>Taisho-Semei Hibiya Building</u> <u>1-9-1 Yurakucho, Chiyoda-ku Tokyo</u>	<u>I T A L Y</u>	<u>Unione Italiana delle Camere di Commercio</u> <u>Industria Artigianato e Agricoltura</u> <u>Piazza Sallustio 21</u> <u>00187 Roma</u>
<u>K O R E A</u>	<u>Korea Chamber of Commerce and Industry</u> <u>G.P.O. Box 25, Chung-ku</u> <u>Seoul 100-743</u>	<u>K O R E A</u>	<u>The Korea Chamber of Commerce and Industry</u> <u>#45, 4-ka, Namdaemun-ro,</u> <u>Chang-ku,</u> <u>C.P.O Box 25-SEOUL</u>
<u>L E B A N O N</u>	<u>Beirut Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P.O. Box 11/1801 - Beirut</u>	<u>L E B A N O N</u>	<u>Beirut Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Rue Justinien-0.Box 11/1801</u> <u>BEYROUTH</u>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>LUXEMBOURG</u>	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique</u> <u>P.O. Box 10 - B-1040 Brussels</u>	<u>LUXEMBOURG</u>	<u>Federation Nationale des Chambres de Commerce et d'Industrie de Belgique</u> <u>Avenue des Arts 1/2 bte 10</u> <u>B-1040 Bruxelles</u>
<u>MACEDONIA, FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF (FYROM)</u>	<u>Economic Chamber of Macedonia</u> <u>Dimitrie Cupovski Street No. 13</u> <u>P.O. Box 324 - Skopje</u>		
<u>MALAYSIA</u>	<u>The Malaysian Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P.O. Box 12921 - 50792 Kuala Lumpur</u>	<u>MALAYSIA</u>	<u>The Malaysian International Chamber de Commerce and Industry</u> <u>10th floor, Wisma Damansara</u> <u>Jalan Semantan-50490 KUALA LUMPUR</u> <u>Postal Address: P.O.Box 10192</u> <u>50706 Kuala Lumpur</u>
<u>MALTA</u>	<u>The Malta Chamber of Commerce</u> <u>Exchange Building, Republic Street</u> <u>Valletta VLT 05</u>	<u>MALTA</u>	<u>The Malta Chamber of Commerce</u> <u>Exchange Buildings, Republic Street Valletta</u>
<u>MAURITIUS</u>	<u>The Mauritius Chamber of Commerce and Industry</u> <u>3 Royal Street</u> <u>Port Louis</u>	<u>MAURITIUS</u>	<u>The Mauritius Chamber of Commerce and Industry</u> <u>3 Royal Street-Port Louis</u>
<u>MOROCCO</u>	<u>Chambre de Commerce, d'Industrie et des Services de la Wilaya du Grand Casablanca</u> <u>98 boulevard Mohammed V</u> <u>Casablanca</u>		

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>NETHERLANDS</u>	<u>Amsterdam Chamber of Commerce and Industry</u> <u>P.O. Box 2852</u> <u>1000 CW Amsterdam</u>	<u>NETHERLANDS</u>	<u>Amsterdam Chamber of Commerce and Industry de Ruyterkade 5</u> <u>1013 AA Amsterdam</u>
<u>NEW ZEALAND</u>	<u>The Wellington Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 1590</u> <u>Wellington 6000</u>	<u>NEW ZEALAND</u>	<u>The Wellington Chamber of Commerce Enterprise House</u> <u>3-9 Church Street</u> <u>P.O.Box 1590 Wellington 6600</u>
<u>NORWAY</u>	<u>Oslo Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 2874 - Solli - 0230 Oslo</u>	<u>NORWAY</u>	<u>The Oslo Handelkammer</u> <u>Drammensv 30</u> <u>N-Oslo 2</u>
<u>POLAND</u>	<u>Polish Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 361 -</u> <u>Warsaw 00 074</u>	<u>POLAND</u>	<u>The Polish Chamber of Foreign Trade ul Trabacka, 4,</u> <u>P.O.</u> <u>Box 361, 00-074 Warszawa</u>
<u>PORTUGAL</u>	<u>Camara de Comercio e Industria Portuguesa</u> <u>Palacio do Comercio</u> <u>Rua das Portas de Santo Antao 89</u> <u>1150-266 Lisboa Codex</u>	<u>PORTUGAL</u>	<u>Assoiacao Comercial de Lisboa-Chambre de Commerce</u> <u>Rua Portas de Santo Antao, 89</u> <u>Lisboa 2</u>
<u>ROMANIA</u>	<u>Chamber of Commerce and Industry of Romania</u> <u>2 Octavian Goga Street</u> <u>Bucharest</u>	<u>ROMANIA</u>	<u>Camera de Comerț a Republicii Socialiste Romania</u> <u>22,Bd.N.Balsescu</u> <u>Bucarest</u>
<u>SENEGAL</u>	<u>Chambre de Commerce et d'Industrie de la Region de Dakar</u> <u>P.O. Box 118</u> <u>Dakar</u>	<u>SENEGAL</u>	<u>Chambre de Commerce, d' Industrie de la Region du Cap-Vert</u> <u>Place de l' Indeeependance</u> <u>B.P. 118-Daka</u>

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>S I N G A P O R E</u>	<u>Singapore International Chamber of Commerce</u> <u>6 Raffles Quay # 10-01 John Hancock Tower</u> <u>Singapore 0104</u>	<u>S I N G A P O R E</u>	<u>Singapore International Chamber of Commerce</u> <u>50 Raffles Place #03-02</u> <u>Shell Tower</u> <u>Singapore 0104</u>
<u>S L O V A K R E P U B L I C</u>	<u>Slovak Chamber of Commerce and Industry</u> <u>Gorkeho 9</u> <u>816 03 Bratislava</u>	<u>S L O V A K I A</u>	<u>Slovenska obchodna a priemyselna komora Gorkeho 9</u> <u>816 03 BRATISLAVA</u>
<u>S L O V E N I A</u>	<u>Chamber of Economy of Slovenia</u> <u>Dimiceve 13 - SK 15004 Ljubljana</u>	<u>S L O V E N I A</u>	<u>Gospodarska zbornica Slovenije</u> <u>Slovenska 41</u> <u>61000 LJUBLJANA</u>
<u>S O U T H A F R I C A</u>	<u>South African Chamber of Business</u> <u>P.O. Box 213</u> <u>Saxonwold, 2132</u>	<u>S O U T H A F R I C A</u>	<u>South Africa Chamber of Business(SACOB)</u> <u>P.O.Box 91267</u> <u>Auckland Park 2006</u> <u>Republic of South Africa</u>
<u>S P A I N</u>	<u>Consejo Superior de las Camaras Oficiales de Comercio,</u> <u>Industria y Navegacion de Espana</u> <u>Velazquez 157</u> <u>28002 Madrid</u>	<u>S P A I N</u>	<u>Consejo Superior de las</u> <u>Camaras Oficiales de Comercio, Industria y Navegacion</u> <u>de Espana</u> <u>Calle de Claudio Coello, 19, 1</u> <u>Madrid-1</u>
<u>S R I L A N K A</u>	<u>ICC Sri Lanka</u> <u>P.O. Box 1733</u> <u>Colombo 7</u>	<u>S R I L A N K A</u>	<u>Sri Lanka National Council of the International</u> <u>Chamber of Commerce</u> <u>1st Floor, C.N.A.P.T Centre,</u> <u>51, Sir Marcus Fernando Mawatha, Colombo 7</u>

新旧对照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<u>SWEDEN</u>	<u>The Stockholm Chamber of Commerce</u> <u>P.O. Box 16050</u> <u>S-103 21 Stockholm</u>	<u>SWEDEN</u>	<u>The Stockholms Chamber of Commerce</u> <u>Box 160 50</u> <u>S-103 22 Stockholm 16</u> <u>Alliance des Chambres de Commerce Suisses</u>
<u>SWITZERLAND</u>	<u>Alliance des Chambres de Commerce Suisses</u> <u>P.O. Box 5039</u> <u>CH-1211 Geneva 11</u>	<u>SWITZERLAND</u>	<u>4, boulevard du Theatre</u> <u>Case Postale 65</u> <u>1211 Geneve 11</u>
<u>THAILAND</u>	<u>Board of Trade of Thailand</u> <u>150 Rajbopit Road</u> <u>Bangkok 10200</u>	<u>THAILAND</u>	<u>Board of Trade Thailand</u> <u>150 Rajbopit Road</u> <u>BANGKOK 10200</u>
<u>TUNISIA</u>	<u>Chambre de Commerce et d'Industrie de Tunis</u> <u>1 rue des Entrepreneurs</u> <u>1000 Tunis</u>		
<u>TURKEY</u>	<u>Union of Chambers of Commerce, Industry and Produce</u> <u>Exchanges of Turkey</u> <u>Ataturk Bulvari 149</u> <u>Ankara</u>	<u>TURKEY</u>	<u>Union of Turkish Chambers of Commerce</u> <u>and Commercial Exchanges Ataturk</u> <u>Bulvari 149</u> <u>Bakanliklar</u> <u>Ankara</u>
<u>UNITED KINGDOM</u>	<u>London Chamber of Commerce and Industry</u> <u>33 Queen Street</u> <u>London EC4R 1AP</u>	<u>UNITED KINGDOM</u>	<u>The London Chamber of Commerce and Industry</u> <u>69-73 Cannon Street London</u> <u>EC4N 5AB</u>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 260 501 323"><u>UNITED STATES</u></td> <td data-bbox="501 260 1140 360"><u>United States Council for International Business</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York N.Y. 10036</u></td> </tr> </table>	<u>UNITED STATES</u>	<u>United States Council for International Business</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York N.Y. 10036</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1207 260 1518 360"><u>UNITED STATES OF AMERICA</u></td> <td data-bbox="1518 260 2166 395"><u>United States Council for International Business, Inc.</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York, N.Y.10036</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1207 435 1518 464"><u>YUGOSLAVIA</u></td> <td data-bbox="1518 435 2166 571"><u>Privredna Komora Jugoslavije</u> <u>23 Terazije</u> <u>P.O.Box 47</u> <u>100 Belgrade</u></td> </tr> </table>	<u>UNITED STATES OF AMERICA</u>	<u>United States Council for International Business, Inc.</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York, N.Y.10036</u>	<u>YUGOSLAVIA</u>	<u>Privredna Komora Jugoslavije</u> <u>23 Terazije</u> <u>P.O.Box 47</u> <u>100 Belgrade</u>
<u>UNITED STATES</u>	<u>United States Council for International Business</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York N.Y. 10036</u>						
<u>UNITED STATES OF AMERICA</u>	<u>United States Council for International Business, Inc.</u> <u>1212 Avenue of the Americas</u> <u>New York, N.Y.10036</u>						
<u>YUGOSLAVIA</u>	<u>Privredna Komora Jugoslavije</u> <u>23 Terazije</u> <u>P.O.Box 47</u> <u>100 Belgrade</u>						
<p><u>GIBRALTAR は本条約の加入国ではないが、UNITED KINGDOM に包含される。</u> <u>HONG KONG は本条約の加入国ではないが、CHINA に包含される。</u></p>	<p><u>GIBRALTAR 及び Hong Kong は本条約の加入国ではないが、UNITED KINGDOM に包含される。</u></p>						

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>(通関手帳による一時輸入)</p> <p>3 - 2 令第 2 条 ((通関手帳による輸入をすることができる物品の指定)) に掲げる物品の通関手帳による輸入申告等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書 (条約の附属書に定める様式の裏表紙裏面の「ATA カルネの使用上の注意書」をいう。以下本章において同じ。) によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄には、通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載させる。</p> <p>ロ C の欄に記入する物品の用途は、定率法第 17 条第 1 項 ((再輸出免税)) 各号 (第 1 号及び第 4 号を除く。) の規定の表現に即した表現 (例えば、商品見本 (Commercial samples) 等) により記載させる。</p> <p>ハ D の欄には、輸入物品の積載船 (機) 名、入港年月日及び積出地を記載させる。</p> <p>ニ F の「場所」及び「日付」の欄には、輸入地を所轄する税関官署 (以下本章において「輸入地税関官署」という。) の名称及び輸入申告年月日をそれぞれ記載させる。</p> <p>ホ 総合物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>ヘ 総合物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「証書……」欄には、「輸入」と記載させ、「総合物品表続き用紙番号……」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。</p> <p>(3) 及び (4) (省略)</p> <p>(一時輸入物品に係る通関手帳の審査等)</p> <p>3 - 3 通関手帳により輸入の申告があつた場合の通関手帳の審査等については、次による。</p> <p>(1) 通関手帳の審査については、特に次の点に留意する。</p>	<p>(通関手帳による一時輸入)</p> <p>3 - 2 令第 2 条 ((通関手帳による輸入をすることができる物品の指定)) に掲げる物品の通関手帳による輸入申告等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 当該物品に係る通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の輸入証書を関税法施行令第 59 条第 1 項 ((輸入申告の手続)) に規定する輸入申告書及び定率法施行令第 34 条 ((再輸出貨物の免税の手続)) に規定する書面として取り扱う。</p> <p>(2) 輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書 (条約の附属書に定める様式の裏表紙裏面の「ATA カルネの使用上の注意書」をいう。以下本章において同じ。) によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄には、通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載させる。</p> <p>ロ C の欄に記入する物品の用途は、定率法第 17 条第 1 項 ((再輸出免税)) 各号 (第 1 号及び第 4 号を除く。) の規定の表現に即した表現 (例えば、商品見本 (Commercial samples) 等) により記載させる。</p> <p>ハ D の欄には、輸入物品の積載船 (機) 名、入港年月日及び積出地を記載させる。</p> <p>ニ F の「場所」及び「日付」の欄には、輸入地を所轄する税関官署 (以下本章において「輸入地税関官署」という。) の名称及び輸入申告年月日をそれぞれ記載させる。</p> <p>ホ 物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>ヘ 物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「……証書」欄には、「輸入」と記載させ、「続き用紙番号……」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。</p> <p>(3) 通関手帳による輸入申告については、関税法第 68 条第 1 項 ((輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)) ただし書の規定により仕入書の提出を省略させて差し支えない。</p> <p>(4) 通関手帳による輸入をする場合であつても、関税法第 70 条 ((証明又は確認)) 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可、承認の証明等の手続は必要であるので、留意する。</p> <p>(一時輸入物品に係る通関手帳の審査等)</p> <p>3 - 3 通関手帳により輸入の申告があつた場合の通関手帳の審査等については、次による。</p> <p>(1) 通関手帳の審査については、特に次の点に留意する。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>イ 通関手帳がその様式及びそれに記載されている発給団体、有効期限、保証団体、有効である国等からみて、現に我が国について有効なものであるかどうか。</p> <p>ロ 令第3条の規定により保証団体の確認を受けなければならないこととされている通関手帳については、その確認を受けているかどうか。</p> <p>ハ 「カルネの番号」等、輸入証書又は輸入控えと通関手帳の表紙との同一の記載事項の内容が一致しているかどうか。</p> <p>ニ 通関手帳による輸入にあつては、当該通関手帳に記載されている名義人又は使用者(当該名義人から当該通関手帳による輸入をすることについて正当に権限を与えられている者)のみが輸入申告者となり得るのであるから、<u>輸入証書のF</u>の輸入申告者を記載する欄は、正しく記載されているかどうか。</p> <p>(2)～(4)(省略)</p> <p>(5) 通関手帳により輸入申告された物品の課税価格は、当該通関手帳の輸入証書の<u>総合物品表</u>の「価額」欄に、当該物品に適用される定率法別表の番号及び税率並びに消費税等の種類及び税率並びに当該物品に適用される定率法第17条第1項の適用条項は、当該<u>総合物品表</u>の「税関記入欄」の「7」欄に記入する。</p> <p>(6) 課税価格の決定等に日時を要し、かつ、早急に輸入の許可をする必要があるときは、検査実績を当該通関手帳の輸入証書に記録するにとどめ、<u>総合物品表</u>への課税価格等の記入は、便宜、当該物品の引取り後行うこととして差し支えない。</p> <p>(一時輸入の許可の際の取扱い)</p> <p>3-4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の輸入証書及び輸入控えの処理は次による。</p> <p>イ 輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p>	<p>イ 通関手帳がその様式及びそれに記載されている発給団体、有効期限、保証団体、有効である国等からみて、現に我が国について有効なものであるかどうか。</p> <p>ロ 令第3条の規定により保証団体の確認を受けなければならないこととされている通関手帳については、その確認を受けているかどうか。</p> <p>ハ 「<u>ATAカルネの番号</u>」等、輸入証書又は輸入控えと通関手帳の表紙との同一の記載事項の内容が一致しているかどうか。</p> <p>ニ 通関手帳による輸入にあつては、当該通関手帳に記載されている名義人又は使用者(当該名義人から当該通関手帳による輸入をすることについて正当に権限を与えられている者)のみが輸入申告者となり得るのであるから、<u>輸入証書の(B)</u>の輸入申告者を記載する欄は、正しく記載されているかどうか。</p> <p>(2) 輸入申告の受理印(C-5000)は、輸入証書に押なつする。</p> <p>(3) 通関手帳により輸入申告があつた物品の輸入審査は、「輸入(納税)申告書」(C-5020)により輸入申告があつた物品と同様に取り扱う。</p> <p>(4) 通関手帳により輸入申告があつた物品の課税価格は、原則として、通関手帳に記載されている価額に基づき決定して差し支えない。</p> <p>(5) 通関手帳により輸入申告された物品の課税価格は、当該通関手帳の輸入証書の<u>物品表</u>の「価額」欄に、当該物品に適用される定率法別表の番号及び税率並びに消費税等の種類及び税率並びに当該物品に適用される定率法第17条第1項の適用条項は、当該<u>物品表</u>の「税関記入欄」の「7」欄に記入する。</p> <p>(6) 課税価格の決定等に日時を要し、かつ、早急に輸入の許可をする必要があるときは、検査実績を当該通関手帳の輸入証書に記録するにとどめ、<u>物品表</u>への課税価格等の記入は、便宜、当該物品の引取り後行うこととして差し支えない。</p> <p>(一時輸入の許可の際の取扱い)</p> <p>3-4 通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の輸入証書及び輸入控えの処理は次による。</p> <p>イ 輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<p>輸入証書の欄</p> <p>「H(輸入通関)のb)」 (再輸出期限等)の欄</p> <p>「H(輸入通関)のc)」 (整理番号)の欄</p> <p>「H(輸入通関)の最下段の 欄</p>	<p>処 理</p> <p>当該欄の文中「税関への提示」を抹消し、記入欄に法第4条((再輸出期間))の規定による再輸出期間(同条ただし書の規定により税関長の承認を受けた場合には、税関が指定する期間)の終期日を記入する。</p> <p>当該通関手帳による輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸入の許可の一連番号)を記入する。</p> <p>「税関」欄には、許可税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、輸入許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸入許可担当職員が署名を行い、税関の証印(税関様式D-1000号定める印影のもの。以下本章において同じ。)を押なつする。</p>	<p>輸入証書の欄</p> <p>「H(輸入通関)のb)」 (再輸出期限等)の欄</p> <p>「H(輸入通関)のc)」 (整理番号)の欄</p> <p>「H(輸入通関)の最下段の 欄</p>	<p>処 理</p> <p>当該欄の文中「税関への提示」を抹消し、記入欄に法第4条((再輸出期間))の規定による再輸出期間(同条ただし書の規定により税関長の承認を受けた場合には、税関が指定する期間)の終期日を記入する。</p> <p>当該通関手帳による輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸入の許可の一連番号)を記入する。</p> <p>「税関」欄には、許可税関官署及びその所在地を、「日付」欄には、輸入許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸入許可担当職員が署名を行い、税関の証印(税関様式D-1000号定める印影のもの。以下本章において同じ。)を押なつする。</p>
<p>□ 輸入控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p>		<p>□ 輸入控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p>	
<p>輸入控えの欄</p> <p>「1」(品目番号)の欄</p> <p>「2」(再輸出期限等)の欄</p> <p>「3」(整理番号)の欄</p> <p>「5」(税関)から「8」 (署名及びスタンプ)の欄</p>	<p>処 理</p> <p>輸入を許可した物品の品目番号(輸入証書裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている番号)を記入する。</p> <p>上記イの輸入証書のHのb)の欄と同様の処理を行う。</p> <p>上記イの輸入証書のHのc)の欄と同一の番号を記入する。</p> <p>上記イの輸入証書のHの最下段の欄と同様に処理する。</p>	<p>輸入控えの欄</p> <p>「1」(品目番号)の欄</p> <p>「2」(再輸出期限等)の欄</p> <p>「3」(整理番号)の欄</p> <p>「5」(税関)から「8」 (署名及びスタンプ)の欄</p>	<p>処 理</p> <p>輸入を許可した物品の品目番号(輸入証書裏面の物品表の「品目番号」欄に記載されている番号)を記入する。</p> <p>上記イの輸入証書のHのb)の欄と同様の処理を行う。</p> <p>上記イの輸入証書のHのc)の欄と同一の番号を記入する。</p> <p>上記イの輸入証書のHの最下段の欄と同様に処理する。</p>
<p>(2)(省略)</p>		<p>(2) 上記(1)により通関手帳による輸入を許可された物品(以下本章において「一時免税輸入物品」という。)については、「財務省の計算証明に関する指定について」(平成4年10月会計検査院長訓令4検第412号)第三章第四の(8)ハただし書により、輸入申告関係書類の会計検査院への送付は要しない。</p>	

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>(一時免税輸入物品の通関手帳による再輸出)</p> <p>3 - 6 一時免税輸入物品については、その通関手帳に記載された有効期限が経過しているもの (条約第 12 条第 1 項 ((一時免税輸入物品の差押えによる再輸出義務の履行の停止)) の規定の適用があるものを除く。) を除き、その再輸出の際には、通関手帳による輸出を行わせるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 再輸出証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄については、前記 3 - 2 の (2) のイの規定を準用する。</p> <p>ロ D の欄には、再輸出物品の積載船 (機) 名及び出港予定年月日並びに仕向地を記載させる。</p> <p>ハ F b) の欄は、抹消させる。</p> <p>ニ F c) の欄には、当該通関手帳に係る一時輸入物品で、その再輸出期間内に再輸出されないものがある場合に、当該再輸出されない物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名及び数量並びに当該物品について定率法施行令第 37 条第 1 項 ((再輸出貨物の用途外使用等の届出)) の規定による届出又は同令第 38 条 ((再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定)) において準用する同令第 11 条第 1 項 ((製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の届出)) の規定による亡失届の提出等が行われているときは、その旨を記載させる。</p> <p>ホ F d) の欄には、上記ニにより用途外使用等届又は亡失届の提出等について記載した場合に、当該用途外使用等届又は当該亡失届等の番号を記載させる。</p> <p>ヘ F の「場所」及び「日付」の欄には、輸出地を所轄する税関官署 (以下本章において「輸出地税関官署」という。) の名称及び輸出申告年月日をそれぞれ記載させる。</p> <p>ト 総合物品表の「1」から「6」までの欄には、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>チ 総合物品表の続き用紙が使用されている場合には、当該続き用紙の「<u>証書……</u>」の欄には、「再輸出」と、「<u>総合物品表続き用紙番号……</u>」の欄には、使用される続き用紙の一連番号を、それぞれ記載させる。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>	<p>(一時免税輸入物品の通関手帳による再輸出)</p> <p>3 - 6 一時免税輸入物品については、その通関手帳に記載された有効期限が経過しているもの (条約第 12 条第 1 項 ((一時免税輸入物品の差押えによる再輸出義務の履行の停止)) の規定の適用があるものを除く。) を除き、その再輸出の際には、通関手帳による輸出を行わせるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 一時免税輸入物品に係る通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の再輸出証書を関税法施行令第 58 条 ((輸出申告の届出)) に規定する輸出申告書として取り扱う。</p> <p>(2) 再輸出証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄については、前記 3 - 2 の (2) のイの規定を準用する。</p> <p>ロ D の欄には、再輸出物品の積載船 (機) 名及び出港予定年月日並びに仕向地を記載させる。</p> <p>ハ F b) の欄は、抹消させる。</p> <p>ニ F c) の欄には、当該通関手帳に係る一時輸入物品で、その再輸出期間内に再輸出されないものがある場合に、当該再輸出されない物品に係る通関手帳の総合物品表の品目番号、品名及び数量並びに当該物品について定率法施行令第 37 条第 1 項 ((再輸出貨物の用途外使用等の届出)) の規定による届出又は同令第 38 条 ((再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定)) において準用する同令第 11 条第 1 項 ((製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の届出)) の規定による亡失届の提出等が行われているときは、その旨を記載させる。</p> <p>ホ F d) の欄には、上記ニにより用途外使用等届又は亡失届の提出等について記載した場合に、当該用途外使用等届又は当該亡失届等の番号を記載させる。</p> <p>ヘ F の「場所」及び「日付」の欄には、輸出地を所轄する税関官署 (以下本章において「輸出地税関官署」という。) の名称及び輸出申告年月日をそれぞれ記載させる。</p> <p>ト 物品表の「1」から「6」までの欄には、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>チ 物品表の続き用紙が使用されている場合には、当該続き用紙の「<u>……証書</u>」の欄には、「再輸出」と、「<u>続き用紙番号……</u>」の欄には、使用される続き用紙の一連番号を、それぞれ記載させる。</p> <p>(3) 一時免税輸入物品の通関手帳による輸出申告に際しては、関税法第 68 条第 1 項ただし書の規定により仕入書の提出を省略させて差し支えない。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧																								
<p>(再輸出の許可の際の取扱い)</p> <p>3 - 8 通関手帳による再輸出の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の再輸出証書及び再輸出控えに、次の処理を行うとともに、再輸出証書を切り離して、再輸出控えを輸出許可書として申告者に交付する。</p> <p>イ 再輸出証書については、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸出証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄</td> <td>抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄</td> <td>用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄</td> <td>当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄</td> <td>当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関)」の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 再輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。</p>	再輸出証書の欄	処 理	「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄	抹消する。	「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄	用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。	「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄	当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。	「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄	当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。	「H (再輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。	<p>(4) 通関手帳による輸出をする場合であつても、関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可、承認等の証明等の手続は必要であるので、留意する。</p> <p>(5) 上記(2)の二及びホに記載した用途外使用届又は亡失届等は、通関手帳に添付して提出させる。</p> <p>(再輸出の許可の際の取扱い)</p> <p>3 - 8 通関手帳による再輸出の許可をする場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 提出された通関手帳の再輸出証書及び再輸出控えに、次の処理を行うとともに、再輸出証書を切り離して、再輸出控えを輸出許可書として申告者に交付する。</p> <p>イ 再輸出証書については、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸出証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄</td> <td>抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄</td> <td>用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄</td> <td>当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄</td> <td>当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸出通関)」の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 再輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行う。</p>	再輸出証書の欄	処 理	「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄	抹消する。	「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄	用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。	「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄	当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。	「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄	当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。	「H (再輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。
再輸出証書の欄	処 理																								
「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄	抹消する。																								
「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄	用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。																								
「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄	当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。																								
「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄	当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。																								
「H (再輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																								
再輸出証書の欄	処 理																								
「H (再輸出通関) の b)」 (再輸出されない物品の措置) の欄	抹消する。																								
「H (再輸出通関) の c)」 (再輸出予定のない物品の措置) の欄	用途外使用等届、亡失届又は滅却承認書で用途外使用等、亡失又は滅却の事実が確認された物品について用途外使用等、亡失または滅却の別にその品目番号、品名、数量及び価額を記入する。																								
「H (再輸出通関) の d)」 (整理番号) の欄	当該通関手帳による再輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による輸出の許可の一連番号)を記入する。																								
「H (再輸出通関) の e)」 (証書の送付先) の欄	当該再輸出証明書に係る物品の輸入地税関官署名を記入する。																								
「H (再輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																								

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
再輸出控えの欄	処 理	再輸出控えの欄	処 理
「1」(品目番号)の欄	輸出許可をした貨物の品目番号(再輸出證書の裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている品目番号)を記入する。	「1」(品目番号)の欄	輸出許可をした貨物の品目番号(再輸出證書の裏面の物品表の「品目番号」欄に記載されている品目番号)を記入する。
「2」(再輸出されなかった物品の措置)の欄	抹消する。	「2」(再輸出されなかった物品の措置)の欄	抹消する。
「3」(再輸出予定のない物品の措置)の欄	上記イの再輸出證書のHのc)の欄と同様に処理する。	「3」(再輸出予定のない物品の措置)の欄	上記イの再輸出證書のHのc)の欄と同様に処理する。
「4」(整理番号)の欄	上記イの再輸出證書のHのd)の欄と同一の番号を記入する。	「4」(整理番号)の欄	上記イの再輸出證書のHのd)の欄と同一の番号を記入する。
「5」(税関)から「8」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸出證書のHの最下段の欄と同様に処理する。	「5」(税関)から「8」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸出證書のHの最下段の欄と同様に処理する。
(2) (省略)		(2) 上記(1)のロにより輸出許可書として交付された通関手帳の再輸出控えについては、定率法施行令第39条第2項((輸出済の確認))に規定する輸出済の確認を受けた輸出許可書として取り扱って差し支えない。	
(3) 上記(1)による処理を行った再輸出證書は、当該再輸出證書のHのe)の欄に記載されている輸入地税関官署へ直ちに送付するものとし、輸出地税関官署においては、適宜の台帳により輸出の事実を記録する。		(3) 上記(1)による処理を行った再輸出證書は、当該再輸出證書の(C)の5の欄に記載されている輸入地税関官署へ直ちに送付するものとし、輸出地税関官署においては、適宜の台帳により輸出の事実を記録する。	
(一時輸出物品の通関手帳による輸出)		(一時輸出物品の通関手帳による輸出)	
3-9 我が国から一時輸出される物品(加工又は修理に向けるものは除く。)については、通関手帳による輸出をすることができるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。		3-9 我が国から一時輸出される物品(加工又は修理に向けるものは除く。)については、通関手帳による輸出をすることができるものとし、その輸出申告等の取扱いについては、次による。	
(1)及び(2) (省略)		(1) 通関手帳による輸出をすることができる物品は、商品見本、展覧会等への出品物品、職業用具等、我が国から一時輸出され、我が国へ再輸入されることが予定されているもの(以下本章において「一時輸出物品」という。)に限られるものとする。	
(3) 輸出證書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。		(2) 一時輸出物品の輸出の際に当該物品に係る通関手帳が提出された場合の当該通関手帳の輸出證書の取扱いについては、前記3-6の(1)の規定を準用する。	
		(3) 輸出證書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。	

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧																
<p>イ A、B、C及びGの欄 前記3-6の(2)のイ ロ Dの欄 前記3-6の(2)のロ ハ Fの「場所」及び「日付」の欄 前記3-6の(2)のヘ ニ 総合物品表の「1」から「6」までの欄 前記3-6の(2)のト ホ 総合物品表の続き用紙の「証書…」及び「総合物品表続き用紙番号……」の欄 前記3-6の(2)のチ</p> <p>(4) 前記3-6の(3)及び(4)並びに前記3-7((1)のイを除く。)の規定は、一時輸出物品を通関手帳により輸出する場合について準用する。</p> <p>(5) 一時輸出物品について通関手帳による輸出の許可をする場合の取扱いについては次による。 イ 提出された通関手帳の輸出証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出申告書原本として当該通関手帳から切り離して、輸出地税関官署において保管する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸出証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄</td> <td>抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄</td> <td>「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H(輸出通関)」の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 提出された通関手帳の輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出許可書として申告者に交付する。</p>	輸出証書の欄	処 理	「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄	抹消する。	「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄	「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。	「H(輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。	<p>イ A、B、C及びGの欄 前記3-6の(2)のイ ロ Dの欄 前記3-6の(2)のロ ハ Fの「場所」及び「日付」の欄 前記3-6の(2)のヘ ニ 物品表の「1」から「6」までの欄 前記3-6の(2)のト ホ 物品表の続き用紙の「…証書」及び「続き番号……」の欄 前記3-6の(2)のチ</p> <p>(4) 前記3-6の(3)及び(4)並びに前記3-7((1)のイを除く。)の規定は、一時輸出物品を通関手帳により輸出する場合について準用する。</p> <p>(5) 一時輸出物品について通関手帳による輸出の許可をする場合の取扱いについては次による。 イ 提出された通関手帳の輸出証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出申告書原本として当該通関手帳から切り離して、輸出地税関官署において保管する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸出証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄</td> <td>抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄</td> <td>「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H(輸出通関)」の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 提出された通関手帳の輸出控えについては、次に掲げる各欄に、それぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸出許可書として申告者に交付する。</p>	輸出証書の欄	処 理	「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄	抹消する。	「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄	「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。	「H(輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。
輸出証書の欄	処 理																
「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄	抹消する。																
「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄	「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。																
「H(輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																
輸出証書の欄	処 理																
「H(輸出通関)のb)」 (再輸入期限)の欄	抹消する。																
「H(輸出通関)のd)」 (その他の事項)の欄	「整理番号」として当該通関手帳による輸出の許可税関官署における記録番号(通関手帳による一時輸出物品の輸出の許可の一連番号)を記入する。																
「H(輸出通関)」の最下段の欄	「税関」欄には、許可税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、輸出許可の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」欄には、輸出許可担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
輸出控えの欄	処 理	輸出控えの欄	処 理
「1」(品目番号)の欄	前記3-8の(1)の口の表の再輸出控えの欄中「1」(品目番号)の欄の処理に準ずる。	「1」(品目番号)の欄	前記3-8の(1)の口の表の再輸出控えの欄中「1」(品目番号)の欄の処理に準ずる。
「2」(再輸入期限)の欄	抹消する。	「2」(再輸入期限)の欄	抹消する。
「3」(その他の事項)の欄	上記イの輸出証書のHのd)の欄と同様に記録番号を記入する。	「3」(その他の事項)の欄	上記イの輸出証書のHのd)の欄と同様に記録番号を記入する。
「4」(税関)から「7」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの輸出証書のHの最下段の欄と同様に処理する。	「4」(税関)から「7」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの輸出証書のHの最下段の欄と同様に処理する。
(通関手帳により輸出された物品の再輸入)		(通関手帳により輸出された物品の再輸入)	
3-10 通関手帳により輸出された物品が再輸入される際には、当該物品につき定率法第14条第10号、第11号又は第14号((再輸入免税))の規定の適用を受けられるもの限り、当該通関手帳による輸入をすることができるものとし(当該通関手帳の有効期限内であるかどうかを問わない。)その取扱いについては、次による。		3-10 通関手帳により輸出された物品が再輸入される際には、当該物品につき定率法第14条第10号、第11号又は第14号((再輸入免税))の規定の適用を受けられるもの限り、当該通関手帳による輸入をすることができるものとし(当該通関手帳の有効期限内であるかどうかを問わない。)その取扱いについては、次による。	
(1)(省略)		(1) 通関手帳により輸出された物品について、その再輸入の際に、当該通関手帳が提出された場合には、当該通関手帳の再輸入証書を関税法施行令第59条第1項に規定する輸入申告書として、また、当該通関手帳の輸出控え(当該物品の輸出に係るもの。以下本項において同じ。)を定率法施行令第16条第1項((再輸入免税貨物の輸入の手続))に規定する輸出の許可書として、それぞれ取り扱う。	
(2) 再輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。		(2) 再輸入証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書の規定によるほか、次による。	
イ 次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。		イ 次の各欄については、それぞれに掲げる規定を準用する。	
(イ) A、B、C及びGの欄	前記3-2の(2)のイ	(イ) A、B、C及びGの欄	前記3-2の(2)のイ
(ロ) Dの欄	前記3-2の(2)のハ	(ロ) Dの欄	前記3-2の(2)のハ
(ハ) Fの「場所」及び「日付」の欄	前記3-2の(2)のニ	(ハ) Fの「場所」及び「日付」の欄	前記3-2の(2)のニ
(ニ) 総合物品表の「1」から「6」までの欄	前記3-2の(2)のホ	(ニ) 物品表の「1」から「6」までの欄	前記3-2の(2)のホ
(ホ) 総合物品表の続き用紙の「証書…」及び「総合物品表続き用紙番号……」の欄	前記3-2の(2)のヘ	(ホ) 続き用紙の「…証書」及び「続き用紙番号……」の欄	前記3-2の(2)のヘ
ロ F b)の「裏面の物品表……の物品を除くほか、」の部分は抹消させる。		ロ F b)の「裏面の物品表……の物品を除くほか、」の部分は抹消させる。	
ハ F c)の欄は抹消させる。		ハ F c)の欄は抹消させる。	

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧																								
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 通関手帳により輸出された物品の再輸入について通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。 イ 提出された通関手帳の再輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸入証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄</td> <td>抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸入通関)」の最下段の欄</td> <td>前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 提出された通関手帳の再輸入控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸入控えの欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「1」(輸出証書番号等)の欄</td> <td>「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄</td> <td>上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (省略)</p>	再輸入証書の欄	処 理	「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄	抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。	「H (再輸入通関)」の最下段の欄	前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。	再輸入控えの欄	処 理	「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。	「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。	<p>(3) 前記3 - 2の(3)及び(4)まで並びに前記3 - 3((1)のイ及びロを除く。)の規定は、通関手帳により輸出された物品の当該通関手帳による再輸入について準用する。</p> <p>(4) 通関手帳により輸出された物品の再輸入について通関手帳による輸入の許可をする場合の取扱いについては、次による。 イ 提出された通関手帳の再輸入証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入申告書原本として、当該通関手帳から切り離して、輸入地税関官署において保管する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸入証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄</td> <td>抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (再輸入通関)」の最下段の欄</td> <td>前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 提出された通関手帳の再輸入控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行い、これを輸入許可書として申告者に交付する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再輸入控えの欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「1」(輸出証書番号等)の欄</td> <td>「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄</td> <td>上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 上記(4)により通関手帳による輸入を許可された物品に係る輸入申告書類については、前記3 - 4の(2)に規定する一時免税輸入物品に係る輸入申告書類と同様、会計検査院への送付は要しない。</p>	再輸入証書の欄	処 理	「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄	抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。	「H (再輸入通関)」の最下段の欄	前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。	再輸入控えの欄	処 理	「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。	「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。
再輸入証書の欄	処 理																								
「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄	抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。																								
「H (再輸入通関)」の最下段の欄	前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。																								
再輸入控えの欄	処 理																								
「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。																								
「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。																								
再輸入証書の欄	処 理																								
「H (再輸入通関) b)」の欄 「H (再輸入通関) c)」 (その他の事項)の欄	抹消する。 「整理番号」として、当該通関手帳による再輸入の許可税関官署における記録番号(通関手帳による再輸入の許可の一連番号)を記入する。																								
「H (再輸入通関)」の最下段の欄	前記3 - 4の(1)のイの表の輸入証書の欄中「H (輸入通関)」の最下段の欄」の処理に準ずる。																								
再輸入控えの欄	処 理																								
「1」(輸出証書番号等)の欄	「品目番号……」欄は、前記3 - 4の(1)の口の表の輸入控えの欄中「1」(品目番号)の欄」の処理に準ずる。																								
「2」(その他の事項)の欄 「3」(税関)から「6」(署名及びスタンプ)の欄	上記イの再輸入証書のHのc)の欄と同様に処理する。 上記イの再輸入証書のHの最下段と同様に処理する。																								

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>(6) 申告納税方式が適用される物品について、通関手帳による輸入をする場合には、再輸入証書の記載は、前記(3)によるほか、<u>総合物品表</u>の「価額(5)」の欄に記載された価格の下に、()書として各品目ごとの書類を(0)と記載させ、免税額の記載は要しないものとする。</p> <p>(輸出及び輸入の通関事務の所掌部門)</p> <p>3 - 1 1 輸出及び輸入通関事務の所掌は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 旅具通関担当部門で処理する場合においては、通関手帳による輸出及び輸入の処理要領についてあらかじめ関係部門間において十分協議しておくとともに、通関手帳から切り離れた証書については、速やかに通関担当部門に引き継ぐものとする。</p>	<p>(6) 申告納税方式が適用される物品について、通関手帳による輸入をする場合には、再輸入証書の記載は、前記(3)によるほか、<u>物品表</u>の「価額(5)」の欄に記載された価格の下に、()書として各品目ごとの書類を(0)と記載させ、免税額の記載は要しないものとする。</p> <p>(輸出及び輸入の通関事務の所掌部門)</p> <p>3 - 1 1 輸出及び輸入通関事務の所掌は、次による。</p> <p>(1) 通関手帳による輸出及び輸入に係る通関は、原則として通関担当部門の所掌とするが、出入国者の携帯品については、旅具通関担当部門で処理するものとする。ただし、上記の携帯品であつても、当該物品が他の法令の規定により許可又は承認等(外国為替令(昭和55年政令第260号)第8条第2項((支払手段等の輸出入の許可))の規定による輸出又は輸入の許可を除く。)を必要とする物品であつて、当該許可又は承認を受けていないものは、この限りではない。</p> <p>なお、上記の携帯品以外の物品で、夜間、休日等で通関担当部門において処理することが困難である場合には、旅具通関担当部門で処理することとして差し支えない。</p> <p>(2) 旅具通関担当部門で処理する場合においては、通関手帳による輸出及び輸入の処理要領についてあらかじめ関係部門間において十分協議しておくとともに、通関手帳から切り離れた証書については、速やかに通関担当部門に引き継ぐものとする。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>(通関手帳による保稅運送)</p> <p>3 - 1 3 法第 3 条第 2 項 ((通関手帳による保稅運送)) の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同項の保稅運送にあつては、通関手帳の保稅運送控え及び保稅運送証書各 2 通(承認用、到着証明用) を使用させるものとし、当該保稅運送証書を関税法施行令第 53 条第 1 項 ((保稅運送の申告手続)) に規定する書面及び関税法第 63 条第 3 項 ((運送目録の呈示)) に規定する運送目録として取り扱う。</p> <p>(2) 保稅運送証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄については、前期 3 - 2 (通関手帳による一時輸入) の(2) のイを準用する。</p> <p>ロ D の欄には、運送に使用しようとする船舶・航空機又は車両の名称、登録記号又は種類を記載させる。</p> <p>ハ Fa) の文中「……………へ、」の欄には、運送先を記載させる。</p> <p>ニ F の「場所」及び「日付」の欄には、運送申告がされる税関官署及び運送申告年月日を記載させる。</p> <p>ホ 総合物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>ヘ 総合物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「証書……………」欄には「保稅運送」と記載させ、「総合物品表続き用紙番号……………」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。</p> <p>(3)(省略)</p> <p>(4) 通関手帳による保稅運送の承認をする場合には、保稅運送控え及び保稅運送証書にそれぞれ次に掲げる処理を行い、保稅運送証書のうち 1 通(承認用) を切り離して原本兼保証書として当該承認させる税関官署において保管し、保稅運送控えのうち 1 通(承認用) を承認書として及び到着証明用の保稅運送控え及び保稅運送証書を承認書写し及び関税法第 63 条第 3 項に規定する確認を受けた運送目録として交付する。</p> <p>イ 保稅運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれに掲げる処理を行う。</p>	<p>(通関手帳による保稅運送)</p> <p>3 - 1 3 法第 3 条第 2 項 ((通関手帳による保稅運送)) の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同項の保稅運送にあつては、通関手帳の保稅運送用シート(保稅運送控え及び保稅運送証書が一連となっているもの) 2 通(承認用、到着証明用) を使用させるものとし、当該シートの保稅運送証書を関税法施行令第 53 条第 1 項 ((保稅運送の申告手続)) に規定する書面及び関税法第 63 条第 3 項 ((運送目録の呈示)) に規定する運送目録として取り扱う。</p> <p>(2) 保稅運送証書の記載要領については、通関手帳の使用注意書によるほか、次による。</p> <p>イ A、B、C 及び G の欄については、前期 3 - 2 (通関手帳による一時輸入) の(2) のイを準用する。</p> <p>ロ D の欄には、運送に使用しようとする船舶・航空機又は車両の名称、登録記号又は種類を記載させる。</p> <p>ハ Fa) の文中「……………へ、」の欄には、運送先を記載させる。</p> <p>ニ F の「場所」及び「日付」の欄には、運送申告がされる税関官署及び運送申告年月日を記載させる。</p> <p>ホ 物品表の「1」から「6」までの欄は、通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載させる。</p> <p>ヘ 物品表の続き用紙が使用される場合には、当該続き用紙の「……………証書」欄には「保稅運送」と記載させ、「続き用紙番号……………」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載させる。</p> <p>(3) 通関手帳による保稅運送の申告にあつては、「運送の期間」及び「運送の目的」については、口頭により申告させて差し支えない。</p> <p>(4) 通関手帳による保稅運送の承認をする場合には、保稅運送証書及び保稅運送控えにそれぞれ次に掲げる処理を行い、保稅運送証書のうち 1 通(承認用) を切り離して原本兼保証書として当該承認させる税関官署において保管し、保稅運送控えのうち 1 通(承認用) を承認書として及び到着証明用の保稅運送用シート(保稅運送控え及び保稅運送証書) を承認書写し及び関税法第 63 条第 3 項に規定する確認を受けた運送目録として交付する。</p> <p>イ 保稅運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれに掲げる処理を行う。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新		旧	
<p>保税運送証書の欄</p> <p>「H(保税運送承認 a)」(運送先税関)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 b)」(運送期間)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 c)」(整理番号)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 d)」(施封)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 e)」(送付税関)の欄</p> <p>「H(保税運送承認)のe」の下段の欄</p>	<p>処 理</p> <p>運送先を()書とし、運送先を所轄する税関官署名を記入する。</p> <p>当該欄の文中「再輸出」を抹消し、記入欄には、運送期限の最終日を記入する。</p> <p>当該通関手帳による保税運送の承認税関官署における記録番号(通関手帳による保税運送の承認の一連番号)を記入する。</p> <p>施封をした場合の必要事項を記入する。</p> <p>抹消する。</p> <p>「税関」欄には、承認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、承認の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、保税運送承認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</p>	<p>保税運送証書の欄</p> <p>「H(保税運送承認 a)」(運送先税関)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 b)」(運送期間)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 c)」(整理番号)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 d)」(施封)の欄</p> <p>「H(保税運送承認 e)」(送付税関)の欄</p> <p>「H(保税運送承認)のe」の下段の欄</p>	<p>処 理</p> <p>運送先を()書とし、運送先を所轄する税関官署名を記入する。</p> <p>当該欄の文中「再輸出」を抹消し、記入欄には、運送期限の最終日を記入する。</p> <p>当該通関手帳による保税運送の承認税関官署における記録番号(通関手帳による保税運送の承認の一連番号)を記入する。</p> <p>施封をした場合の必要事項を記入する。</p> <p>抹消する。</p> <p>「税関」欄には、承認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、承認の年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、保税運送承認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</p>
<p>□ 保税運送承認控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p>		<p>□ 保税運送承認控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p>	
<p>保税運送控えの欄</p> <p>「保税運送承認 1」(品目番号等)の欄</p> <p>「保税運送承認 2」(運送期限)の欄</p> <p>「保全運送承認 3」(整理番号)の欄</p> <p>「保税運送承認 4(税関)から7(署名及びスタンプ)」の欄</p>	<p>処 理</p> <p>保税運送の承認をした物品の品目番号(保税運送証書の裏面の総合物品表の「品目番号」欄に記載されている番号)及び運送先を()書により運送先を所轄する税関官署名を記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのb)の欄と同様に記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのc)の欄と同じ番号を記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのe)の下段の欄と同様に処理する。</p>	<p>保税運送控えの欄</p> <p>「保税運送承認 1」(品目番号等)の欄</p> <p>「保税運送承認 2」(運送期限)の欄</p> <p>「保全運送承認 3」(整理番号)の欄</p> <p>「保税運送承認 4(税関)から7(署名及びスタンプ)」の欄</p>	<p>処 理</p> <p>保税運送の承認をした物品の品目番号(保税運送証書の裏面の物品表の「品目番号」欄に記載されている番号)及び運送先を()書により運送先を所轄する税関官署名を記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのb)の欄と同様に記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのc)の欄と同じ番号を記入する。</p> <p>上記イの保税運送証書のHのe)の下段の欄と同様に処理する。</p>

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧																								
<p>(5) 通関手帳により保税運送された物品が運送先に到着したときは、<u>保税運送証書及び保税運送控え</u>にそれぞれ次に掲げる処理を行い、到着確認を受けた承認書写し及び運送目録として交付するものとするが、当該保税運送証書については、到着確認を受けた運送目録として、便宜、到着確認税関官署に提出させ、到着確認税関官署から承認税関官署へ送付するものとし、到着確認税関官署においては、適宜の台帳により到着確認の事実を記録する。</p> <p>イ 保税運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保税運送証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄</td> <td>当該欄の文中「再輸出」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄</td> <td>到着した運送物品の異常の有無について記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (保税運送承認) の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 保税運送控え(到着確認用)については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保税運送控えの欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄</td> <td>上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 保税運送控え(承認用)については、上記の処理を行う必要はないので、留意する。</p> <p>(6) (省略)</p>	保税運送証書の欄	処 理	「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消する。	「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄	到着した運送物品の異常の有無について記入する。	「H (保税運送承認) の最下段の欄	「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。	保税運送控えの欄	処 理	「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄	上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。	<p>(5) 通関手帳により保税運送された物品が運送先に到着したときは、<u>到着証明用の保税運送シート</u>の保税運送証書及び保税運送控えにそれぞれ次に掲げる処理を行い、到着確認を受けた承認書写し及び運送目録として交付するものとするが、当該保税運送証書については、到着確認を受けた運送目録として、便宜、到着確認税関官署に提出させ、到着確認税関官署から承認税関官署へ送付するものとし、到着確認税関官署においては、適宜の台帳により到着確認の事実を記録する。</p> <p>イ 保税運送証書については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保税運送証書の欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄</td> <td>当該欄の文中「再輸出」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄</td> <td>到着した運送物品の異常の有無について記入する。</td> </tr> <tr> <td>「H (保税運送承認) の最下段の欄</td> <td>「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 保税運送控え(到着確認用)については、次に掲げる各欄にそれぞれ次に掲げる処理を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保税運送控えの欄</th> <th style="text-align: center;">処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄</td> <td>上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 保税運送控え(承認用)については、上記の処理を行う必要はないので、留意する。</p> <p>(6) 一時輸出貨物の船積みのため保税運送する場合には、通常の「保税運送申告書」(C-4000)により承認を受けさせることとする。</p>	保税運送証書の欄	処 理	「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消する。	「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄	到着した運送物品の異常の有無について記入する。	「H (保税運送承認) の最下段の欄	「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。	保税運送控えの欄	処 理	「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄	上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。
保税運送証書の欄	処 理																								
「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消する。																								
「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄	到着した運送物品の異常の有無について記入する。																								
「H (保税運送承認) の最下段の欄	「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																								
保税運送控えの欄	処 理																								
「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄	上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。																								
保税運送証書の欄	処 理																								
「H (保税運送承認) f)」 (提示)の欄	当該欄の文中「再輸出」を抹消する。																								
「H (保税運送承認) g)」 (その他の事項)の欄	到着した運送物品の異常の有無について記入する。																								
「H (保税運送承認) の最下段の欄	「税関」欄には、到着確認税関官署名及びその所在地を、「日付」欄には、到着確認年月日をそれぞれ記入し、「署名及びスタンプ」の欄には、到着確認担当職員が署名を行い、税関の証印を押なつする。																								
保税運送控えの欄	処 理																								
「仕向地税関による責任解除証明1(提示)から6(署名及びスタンプ)の欄	上記イの保税運送証書のHのf)~最下段の欄と同様に処理する。																								

新旧対照表

(特例法基本通達)

新	旧
<p>(「提携する保証団体」の意義)</p> <p>4 - 1 条約第 4 条第 1 項((通関手帳の有効期間等))が規定する「提携する保証団体」とは、他の締約国の発給団体に発給した通関手帳により、一時輸入された物品又は通関手帳により保税運送された物品につき、その一時輸入又は保税運送の条件が満たされないこととなつた場合において、条約第 6 条第 1 項((保証団体による輸入税の納付))の規定により、その輸入税の納付責任を負うこととなる団体(保証団体)であつて、輸入税に関する国際的な保証組織を通じて当該発給団体と提携しているものをいう。</p> <p>なお、現在の国際的保証組織は、<u>世界商工会議所連盟 (WCF: World Chambers Federation)</u> が作成した民間協定によつて設立されたもののみである。</p>	<p>(「提携する保証団体」の意義)</p> <p>4 - 1 条約第 4 条第 1 項((通関手帳の有効期間等))が規定する「提携する保証団体」とは、他の締約国の発給団体に発給した通関手帳により、一時輸入された物品又は通関手帳により保税運送された物品につき、その一時輸入又は保税運送の条件が満たされないこととなつた場合において、条約第 6 条第 1 項((保証団体による輸入税の納付))の規定により、その輸入税の納付責任を負うこととなる団体(保証団体)であつて、輸入税に関する国際的な保証組織を通じて当該発給団体と提携しているものをいう。</p> <p>なお、現在の国際的保証組織は、<u>国際商業会議所 (ICC: International Chamber of Commerce)</u> が作成した民間協定によつて設立されたもののみである。</p>

